

地方創生SDG s 官民連携プラットフォーム規約

平成20年12月14日

(一部改正：平成22年5月28日)

(一部改正：平成24年5月29日)

(一部改正：平成27年6月5日)

(一部改正：平成30年8月31日)

(一部改正：平成31年4月4日)

(一部改正：令和4年9月6日)

(名 称)

第1条 本会は、「地方創生SDG s 官民連携プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、多様なステークホルダーの積極的な参画及び官民連携を推進することにより、「持続可能な開発目標 (SDG s)」の達成に向けた取組及び、それに資する「環境未来都市」構想のさらなる推進を通じて、より一層の地方創生の推進につなげることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 環境未来都市、環境モデル都市、SDG s 未来都市の取組事例の全国への展開・波及に関する活動
- 二 環境未来都市、環境モデル都市、SDG s 未来都市及びその他の会員間の先導的取組・学術研究等の情報共有及び相互啓発、連携強化に関する活動
- 三 都市と地方、会員間の連携強化など広域的取組や複合的取組の企画・推進に関する活動
- 四 我が国の優れた取組の世界に向けた情報発信や国際連携促進に関する活動
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同し、本規約を順守する以下の会員をもって組織する。

- 一 一号会員 次のいずれかに該当するもの
 - イ 環境モデル都市
 - ロ 環境未来都市
 - ハ SDG s 未来都市
 - ニ その他環境、超高齢化、SDG s の達成に向けた取組又は地域づくりに意欲のある都道府県及び市区町村
- 二 二号会員 関係府省庁
- 三 三号会員 民間団体等 (ただし、法人格を有する団体に限る)

- 2 本会への加入を希望する者は、「地方創生SDGs官民連携プラットフォームサイト」(以下「サイト」という。)において入会申請し、審査を経て承認されることで、会員となる。
- 3 会員は、サイトの利用に当たって、別途定める「地方創生SDGs官民連携プラットフォームサイト利用規約」を遵守すること。
- 4 会員は、プラットフォームが定める方法により退会することができる。
- 5 会員が次の各号のいずれか又は全てに該当する場合、その会員を除名することができる。
 - 一 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
 - 二 会員が解散又は営業を停止したとき
 - 三 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
 - 四 その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき

(役員)

第5条 本会に、会長1名、副会長1名及び幹事複数名を置く。

- 2 会長は、一号会員の中から総会で選出する。
- 3 副会長は、三号会員の中から総会で選出する。
- 4 幹事は、会員の中から総会で選出する。
- 5 会長、副会長及び幹事の任期は、総会承認日から次年度総会開催日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 会長は、本会を代表し、プラットフォームの運営に当る。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 8 幹事は、会長及び副会長を補佐し、プラットフォームの運営に当る。
- 9 会長、副会長及び幹事で構成する幹事会を設置し、運営方針、活動計画及びその他本会の運営に関する重要事項を協議する。

(総会)

第6条 総会は、会長が招集し、総会の議事を総理する。

- 2 総会は、次の事号を決定する。
 - 一 役員を選出に関する事項
 - 二 運営方針及び活動計画に関する事項
 - 三 規約の制定及び改廃に関する事項
 - 四 その他本会の意思決定に関する重要事項
- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(分科会等)

第7条 活動の必要に応じて、本会に会員の一部により組織された分科会等を設置することができる。

- 2 本会の会員は、分科会等の設置を提案できる。

- 3 分科会等の設置について幹事会は助言を行うことができる。
- 4 分科会等には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 その他の事項については、本規約と別に定める「分科会規程」によるものとする。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するための事務局を、内閣府地方創生推進事務局に置く。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成20年12月14日から施行する。

附 則 (平成22年5月28日)

この規約は、平成22年5月28日から施行する。

附 則 (平成24年5月29日)

この規約は、平成24年5月29日から施行する。

附 則 (平成27年6月5日)

この規約は、平成27年6月5日から施行する。

附 則 (平成30年8月31日)

この規約は、平成30年8月31日から施行する。

附 則 (平成31年4月4日)

この規約は、平成31年4月4日から施行する。

附 則 (令和4年9月6日)

この規約は、令和4年9月6日から施行する。